

議案第 38 号

令和 7 年度 除雪ドーザ（11t 級）物品売買契約について

次のとおり物品売買契約を締結したいので、越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年越前町条例第 57 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 7 年度 除雪ドーザ（11t 級）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金 17,930,000 円
- 4 契約の相手方 福井県福井市主計中町第 13 号 7 番地  
コマツサービスエース株式会社  
代表取締役 佐野 俊和

令和 7 年 6 月 10 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

# 物品売買仮契約書

1. 名称 除雪ドーザ
2. 規格 11t級
3. 数量 1台
4. 契約金額 ￥17,930,000円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥1,630,000円)
5. 契約履行期限 令和8年3月25日
6. 納入場所 宮崎地区除雪機械格納庫
7. 契約保証金 免除
8. その他 この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年2月1日越前町条例第57号)第3条により町議会の議決を得るまでの仮契約とし、町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記事項について、越前町を「甲」とし、コマツサービスエース㈱を「乙」とし、甲と乙は、各々の対等な立場における合意、下記事項及び仕様書に基づき契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

## (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

## (納入物品)

第2条 乙が甲に納入する物品の品名及び数量(以下「契約物品」という。)は、別紙契約物品のとおりとする。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

## (納入の通知)

第4条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

## (物品の検査)

第5条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 検査の結果、不良品と認められた契約物品については、乙はこれを引き取り、甲の指定する期日までに修補し、又は代替物を納入するものとする。この場合、前条及び前項の規定を準用する。

## (物品の引渡し)

第6条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく契約物品を甲に引き渡さなければならない。



(危険負担)

第7条 前条の規定による引渡しの前に生じた契約物品の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、第6条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求又は契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第6条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(経費の負担)

第9条 乙は、契約物品納入に要する費用及び第5条に規定する検査により滅失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

(契約金の支払)

第10条 乙は、第6条の規定による引渡しの後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、越前町財務規則(平成17年規則第30号)第130条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、又は履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第13条 第8条又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年5月28日

甲 住所 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1  
氏名 越前町長 高田 浩樹



乙 住所 福井県福井市主計中町 13-7  
氏名 コマツサービスエース 株式会社  
代表取締役 佐野 俊和

